

大相模調節池水辺活用調整協議会 第2回協議会 会議録（要旨）

1 日時

令和4年（2022年）5月18日（水）午後4時から午後5時30分まで

2 会場

水辺のまちづくり館 大会議室

3 出席者

大相模自治会連合会、川柳地区自治会連合会、レイクタウン北自治会、レイクアンドピース株式会社、特定非営利活動法人越谷ふるさとプロジェクト、特定非営利活動法人セイラビリティ越谷、一般社団法人越谷市観光協会、越谷商工会議所、埼玉県河川環境課、埼玉県越谷県土整備事務所、埼玉県東部地域振興センター、越谷市都市計画課、越谷市公園緑地課、越谷市経済振興課（事務局）

4 内容

- ①都市・地域再生等利用区域指定に係る埼玉県に提出する要望書（案）について事務局より配布資料（資料1）に沿って説明した。

<主な意見等>

委員 利用区域について、今後、地域から要望や提案があった場合、区域を拡大することは可能なのか。

事務局 将来的な利用区域の拡大については、必要に応じ検討し、協議会の合意を得たうえですすめていく。

委員 大相模調節池の水面利用について、占有者以外の一般利用の制限があるのか。

事務局 占有によって、必ずしも占有者以外が排除されるものではない。

委員 利用区域は、河川敷地の範囲内ということか。

事務局 そのとおり。

委員 施設使用者の募集は、利用区域の範囲内で行うということか。

事務局 そのとおり。

委員 利用区域外の提案は可能なのか。

事務局 本事業の提案については、利用区域内での営業行為等の施設使用に限る。なお、芝生や公園等の区域外については、行為許可等の手続きで、一時使用することが可能である。

委員 利用区域の指定と施設使用者募集の関係については。

事務局 利用区域を示し募集を行い、具体的な事業も含めて提案を求めている。

委員 地域住民に向けたアンケートでの意見と本事業への影響は。

事務局 2月にアンケートを実施し、さらに、アンケートが届かなかった世帯については、4月に追加して実施した。現在集計中でまとまり次第、公表する。本事業の推進にあたり、大きな支障となる意見はなかった。

議長 要望書のとおり決定ということによろしいか。

【委員同意】

②施設使用者の募集について

事務局より配布資料（資料2）に沿って説明した。

<主な意見等>

委員 施設使用者は一者を想定しているのか、あるいは複数者を想定しているのか。

事務局 施設使用者は一者だが、共同提案や複数店舗のリーシングは想定している。

委員 滞在時間の「向上」とは、質の向上を指すものか。

事務局 大相模調節池の景観や水辺のアクティビティを楽しめるよう、日よけやベンチの設置などにより、まずは、滞在時間を長くし、滞在における満足度、いわゆる、質も向上させていきたい。

委員 「体験型・着地型コンテンツ」という文言について「着地型」が何を意味するのか。

事務局 地元の事業者が参画し、地域住民が楽しめるソフト事業を想定している。具体的なコンテンツは、事業者からの提案による。

委員 施設使用契約の更新の条件を明確にした方がよいのでは。

事務局 追記する。

委員 (仮称)大相模調節池親水公園の利用ルールについては、尊重してもらいたい。

事務局 利用ルールについては、尊重する。今後の運用やルールの在り方は、変更の有無を含めて、検討課題と捉えている。

委員 商業施設について、具体化した際には、住民への説明があるのか。

事務局 必要に応じて実施していきたい。

議長 必要な修正は前提として、募集要項の内容はこれでよいか。

【委員同意】

⑤その他

埼玉県から、水辺活用に向けた社会実験を検討している旨、報告あり。

■事務局から連絡

- ・要望書案および募集要項の修正は、調整の後、各委員へ共有させていただく。
- ・第3回協議会は7月に開催する予定。詳細は改めてご案内する。

5 配布資料

資料1 河川敷地占用許可準則の都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書(案)

資料2 (仮称)大相模調節池河畔 施設使用者募集要項(案)